

東京理科大学自己点検・評価委員会委員

役職名	氏名	選出区分	備考
理事（評価）	坂田 英明	第8条第1項第1号	委員長
理事（財務）	樋上 賀一	第8条第1項第2号	
学部長（理学部第一部） 研究科長（理学研究科）	由井 宏治	第8条第1項第3号	
学部長（理学部第二部）	佐竹 彰治		
学部長（薬学部） 研究科長（薬学研究科）	宮崎 智		
学部長（工学部） 研究科長（工学研究科）	植田 譲		
学部長（創域理工学部） 研究科長（創域理工学研究科）	堂脇 清志		
学部長（創域情報学部）	滝本 宗宏		
学部長（先進工学部） 研究科長（先進工学研究科）	菊池 明彦		
学部長（経営学部） 研究科長（経営学研究科）	照井 伸彦		
研究科長（生命科学研究科）	伊川 友活		
教養教育研究院長	松本 和子		第8条第1項第4号
機構長（教育支援機構）	関川 浩	第8条第1項第5号	
機構長（研究推進機構）	田村 浩二		
機構長（学生支援機構）	伊藤 浩行		
機構長（国際化推進機構）	近藤 行成		
機構長（産学連携機構）	曾我 公平		
事務総局長	坂口 広志	第8条第1項第6号	

東京理科大学内部質保証推進規程（抜粋）

（評価委員会の組織）

第8条 評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、理事長がこれを委嘱する。

- (1) 評価を担当する理事
- (2) 財務を担当する理事
- (3) 学部長及び研究科長
- (4) 教養教育研究院
- (5) 機構長
- (6) 事務総局長

- 2 委員長は、第1項第1号に規定する者をもってこれに充てる。
- 3 評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 学長が必要と認めるときは、第1項各号に規定する者のほか、理事長と協議の上指名した者を委員とすることができる。
- 5 前項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 理事長及び学長は、評価委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、評価委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。